

事故繰越し繰越について（報告）

地方自治法施行令第150条第3項の規定により次のとおり報告します。

令和2年度寒川町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源			
									国県支出金	地方債	その他				
10	教育費	5	保健体育費	学校給食センター整備 事業費	59,180,000	18,291,900	40,888,100	—	40,888,100	—	—	—	—	40,888,100	新型コロナウイルスによる緊急事態宣言により、設計の各種手続きに時間を要し委託期間の延長が必要となったため。

令和3年6月2日提出

神奈川県高座郡寒川町長 木村 俊雄